

[NANAIROオンラインセミナー] 改正障害者差別解消法の施行における 合理的配慮提供義務のポイントと進め方

2024年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、障がいのある方の「社会生活」における合理的配慮が事業者（企業）にも義務化されます。

これにより自社のサービスを受ける提供対象である顧客が、障がい等による困難や不便感がある際、企業として適切な合理的配慮を行い、サービスの提供を確実にこなせるようにしていく必要があります。

また、就労者に対する合理的配慮の提供は、手帳の有無に関わらず、2016年にすでに義務化されていますが、今回の改正を機に「雇用の質を確保した対応となっているか」、という点を積極的に確認していくことが望まれます。

本セミナーでは、合理的配慮の提供についての基礎知識を再度確認し、企業（サービス提供者、管理者）が過剰対応・対応不足に陥ることなく、かつご本人に適切な対応を行なっていくためのコミュニケーションの進め方、対応のポイントをお伝えします。

障がい者雇用担当、雇用部門、人事・企画部門の皆様はもちろん、自社サービスの提供や顧客対応について企画、実践される部門の方など、ぜひこの機会にご参加ください。

[セミナー概要]

1. 法制度の変化について（改正障害者差別解消法、障害者雇用促進法）
2. 合理的配慮の提供義務化における範囲とその影響
3. 合理的配慮と進め方
4. 相談窓口と活用方法
5. 合理的配慮の提供事例（提供が必要なこと、必要でないこと）

講師： 若鍋 孝司

[開催概要・申込方法等]

日時：2024年2月8日(木) 16:00-17:00（開場15:55）

会場：Zoomによるオンラインセミナー

（Zoomがご視聴になれない方は、YouTube Liveをご案内いたします）

対象：企業の障がい者雇用・採用担当者/責任者、自社のサービス提供・顧客対応部門など

定員：なし（1社最大2名様・参加費無料）

申込：NANAIRO Webサイト、または弊社営業担当まで

以下URLもしくは右のQRコードからお申込みサイトにアクセスいただき、

必要事項を入力の上、お申込みください。



<https://www.sevencolors.co.jp/application> お電話：各営業担当までお問い合わせください

株式会社CELM NANAIRO事業チーム

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-19-19 恵比寿ビジネスタワー7F

TEL. 03-3440-2003 FAX. 03-3440-2007 URL <https://www.sevencolors.co.jp/>